

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年2月4日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まず、原子力規制委員会について。1ページ目の（2）を御覧ください。

第61回原子力規制委員会、議題は7つございます。それぞれ御説明いたします。

議題1「原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の結果について（核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化）」、こちらは昨年12月18日の原子力規制委員会におきまして、核燃料物質の陸上輸送の緊急時に国が実施すべき措置を明確化するという原子力災害対策指針の改正案について、意見募集の実施が了承されました。その意見募集の結果を報告するとともに、原子力災害対策指針の改正案について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の結果について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し）」、こちらは先ほどの議題1と同じく、昨年12月18日の原子力規制委員会におきまして、緊急時活動レベル（EAL）の判断基準や運用を一部見直すという原子力災害対策指針等の改正案について、意見募集の実施が了承されました。その意見募集の結果を報告するとともに、原子力災害対策指針や関係する規則及びその解釈の改正について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題3「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の制定及び改正とこれらに対する意見募集の結果について（実用発電用原子炉施設関係以外）（案）等について」、こちらは、まず、昨年9月25日の原子力規制委員会におきまして、新検査制度に必要となる原子力規制委員会規則の解釈等の案について、意見公募の実施が了承されております。その中で、実用発電用原子炉施設に係るものにつきまして、昨年12月25日の委員会で改正が決定されておりますが、今回は実用発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する原子力規制委員会規則等の改正案の決定などを委員会に諮るものです。

また、併せまして、東京電力福島第一原子力発電所における今後の検査の実施要領の制定についても、委員会に諮るものです。

続きまして、議題4「次期中期目標案について（第6回）」、こちらは1月8日の原子力規制委員会におきまして、次期中期目標案について委員会で議論されております。その際の委員の意見や、その後行われたIRRSフォローアップミッションの結果を踏まえて修正を施し、その案を事務局から改めて提示して、委員会で議論をしていただくものです。

続きまして、その下です。議題5「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定について」、こちらは原子力規制委員会で策定している福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ、こちらを策定して、廃炉作業の進捗に応じて見直しを随時行っておりますけれども、今年度の見直しを行うに当たり、見直しの方針の案について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題6「高浜発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに関して関西電力株式会社から提出された文書について」、こちらは、まず、昨年10月16日の原子力規制委員会におきまして、特定重大事故等対処施設に係る経過措置の期間の満了日までに使用を停止していることが明らかな場合には、そのような発電用原子炉には重ねて使用停止命令をかけないことが決定されました。その方針を踏まえて、昨年10月30日、その原子力規制委員会におきまして、九州電力・川内原子力発電所の1号機、2号機に対しまして、使用停止命令をかけない方針が了承されましたが、その際、今後、同様の案件についても、事業者から提出された文書を委員会に報告する形で処理することとされました。今回は、その方針を踏まえまして、1月29日に関西電力から提出された文書を委員会に報告するものです。

最後になります。議題7「令和元年度第3四半期の保安検査の実施状況等について」、こちらは本年度の第3四半期に実施した保安検査と運転上の制限、いわゆるLC0逸脱に対する立入検査の実施状況について、委員会に報告するものです。

原子力規制委員会の関係は、以上となります。

続きまして、審査会合の関係ですけれども、1枚飛んで3ページ目をおめくりください。

2月6日の（9）の関係でございます。前回の定例ブリーフィングで、私からは、3つのサイト、九州電力の玄海原子力発電所と川内原子力発電所、あと、関西電力の高浜発電所、これらの特定重大事故等対処施設に関して審査が行われるとお伝えしました。そのうち高浜発電所の関係の審査が行われないことになりましたので、この日は九州電力の残りの2つのサイト、玄海と川内の関係の審査のみが行われることとなります。前回のブリーフィングの説明を修正いたします。

続きまして、おめくりいただいて、4ページ目を御覧ください。一番上です。

（11）第832回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合、こちらは事実上2つございます。

1つ目が、まず、1月29日の原子力規制委員会におきまして、有毒ガス防護設備の設置

変更許可が決定された実用炉がございます。念のため申し上げますと、関西電力・高浜発電所1・2・3・4号機、美浜発電所3号機、大飯発電所3・4号機、四国電力・伊方原子力発電所3号機、九州電力・川内原子力発電所1号機、2号機、玄海原子力発電所3号機、4号機、以上となりますが、これらサイトの有毒ガス防護設備に関する1月30日付の工事計画認可申請と保安規定変更認可申請があったことから、それらの概要説明をまとめて受けるものです。

(11)の関係のもう一つですが、こちらは中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、格納容器の破損防止に関する有効性評価について、説明を受けるものです。

本日の説明は以上でございます。

< 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いします。

質問のある方は手を挙げてください。御質問でございますでしょうか。どうぞ。

記者 北海道新聞のウエノです。

明日の午前中にあります第61回の規制委員会の議題7の保安検査の実施状況等についてなのですが、先ほど、もう少し詳しく教えていただきたいなと思っております、これは立入検査の実施状況についてとあるのですが、これは北電の泊原発は入っていますでしょうか。

児嶋総務課長 こちらは泊ではございません。

記者 関連なのですが、泊だと非常用のディーゼル発電機の端子が外れていた問題があって、そういったことでの議論というのは、これは予定とかはありますでしょうか。

児嶋総務課長 私のほうは現時点では特に承知しておりません。

記者 分かりました。

司会 ほかにはございますでしょうか。イワマさん。

記者 毎日新聞のイワマです。

明日の委員会の議題6についてなのですが、これは、つまり、この場で以前決めた方針、停止命令を出さないという方針はありますけれども、それに合致するか否か、簡単に言うと、命令停止をするかどうか、命令を出すか、出さないかというのを議題6のこの場で決定するという理解でよろしいのでしょうか。

児嶋総務課長 ちょっとだけ正確に申し上げますと、方針自体は既に決定されていますので、その方針に沿うものであるかどうかを確認するということになります。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -